

申込時の注意事項 ※必ずご確認のうえ、お申込みください。

### ① 利用調整（入所選考）について

- 守谷市では「入所予約制」を採用しているため、5月以降に入所を希望される方についても、第1回利用調整から対象となります。希望される方は一次受付で申し込むことをお勧めします。
- 利用調整基準に基づき、家庭状況等から「保育の必要性が高い」と見なされるお子さんから入所決定となります。先着順ではありません。
- 審査の基準日は次のとおりです。基準日時点の提出書類の内容や保育状況で審査します。

第1回利用調整（一次受付分）・・・令和3年11月19日(金)時点

第2回利用調整（二次受付分）・・・令和4年2月18日(金)時点

第3回利用調整以降（随時受付分）・・・前月末日時点（ただし、保育状況のみ当月初日時点）

- 利用不承諾となった場合、申込み取下げの手続きがなされない限り、今年度内は第13回利用調整（令和5年2月実施）まで、毎月継続して利用調整対象となります。（ただし、教育・保育給付認定の有効期間が満了する場合は、その時点までとなります。）
- 申込み後に就労状況・家庭状況等に変更が生じた場合には、速やかにすすく保育課まで申し出てください。内容によっては点数が変動します。

### ② 入所希望日の設定について

- 入所日は「毎月1日」となります。原則として月途中を入所希望日に設定することはできません。
- 一度入所決定すると、入所日を遅らせることはできません。なお、入所日を早めることは、入所決定施設の受入体制が整っていれば可能な場合がありますので、すすく保育課にお早めにご相談ください。
- 入所日より前に、ならし保育を開始することはできません。入所希望日は、ならし保育期間を含めて設定してください。

※ ならし保育とは・・・ お子さんが集団生活に慣れることを目的に、通常の保育時間を短縮して保育を実施することです。概ね2週間程度が目安となりますが、お子さんの年齢や入所施設によって、ならし保育の期間が異なりますので、入所決定後に施設とご相談ください。

### ③ 希望施設の選択について

- 最大第10希望まで申し込むことができますが、必ずしもすべて記入する必要はありません。

※ 例年、入所決定後に「あまりよく考えずに希望施設を書いてしまった」等の理由で、入所決定を辞退される方がいらっしゃいます。その結果、入所を希望する他の方が入所できず、施設側も最低でも1か月間空きが生じてしまうこととなります。他の方に多大な影響が及びますので、実際に入所決定したら利用可能かどうか、十分に検討したうえで希望施設を選択するようお願いいたします。

- 事前に施設の見学を希望する場合は、直接施設あてにお問い合わせください。
- 希望施設の変更については、各受付期間の締切日までに市役所すすく保育課に申し出てください。変更届の提出のほか、お電話でも変更は受付可能です。（ただし、転入予定者等の市外在住者については、お電話では受付できません。お住まいの市区町村の保育担当部署に変更届を提出してください。届出の様式は、市ホームページからダウンロード可能です。）

#### ④ きょうだい同時申込みの場合

- 入所条件で「別園同時期」や「別園別時期」を選択した場合でも、きょうだいと同園に入所可能な場合は、希望園の順位ではなく、同園に入所可能な施設を優先して入所決定します。あらかじめご了承ください。

【例】姉と弟が「別園同時期」の条件で申込みの場合

- ① 姉：第1希望A園→○ 第2希望B園→× 第3希望C園→○  
弟：第1希望A園→× 第2希望B園→○ 第3希望C園→○  
⇒ きょうだいと同園に入所可能な第3希望のC園に入所決定します。
- ② 姉：第1希望A園→○ 第2希望B園→× 第3希望C園→○  
弟：第1希望A園→× 第2希望B園→○ 第3希望C園→×  
⇒ 姉を第1希望のA園に、弟を第2希望のB園に、入所決定します。

#### ⑤ 育児休業中の申込みの場合

- 入所日の翌月15日までに復職することが入所条件となります。ただし、3月入所希望者のみ、3月31日までに復職することが入所条件となります。
- 入所決定後は入所日を遅らせることができないため、上記の入所条件を満たせるように、事前に就労先とよく調整したうえで、入所希望日を設定してください。
- 年度をまたいでならし保育を実施することはできません。（ならし保育のみ3月に実施することはできません。）入所希望日は、ならし保育期間を含めて設定してください。
- きょうだい同時に「同園別時期」「別園別時期」で申し込む場合、ひとりのお子さんのみ入所決定したら、もうひとりのお子さんが入所不承諾であっても、育児休業から復職する必要があります。そのため、認可外保育施設や企業内託児所、別居親族に預ける等、あらかじめ入所不承諾だった場合の保育先の検討をお願いします。
- 入所日の翌月末日までに、復職証明書をご提出ください。復職が確認できない場合は、退所になる場合があります。

#### ⑥ 求職活動中の申込みの場合

- 求職活動による3か月の認定有効期間内に、就労基準(※)を満たす就労を開始できない場合、原則として退所となります。就労を開始したら、速やかに就労証明書をご提出ください。

【※ 就労基準：1か月あたり64時間以上（4時間以上/日 かつ 月16日以上）】

- 求職活動による入所の場合、保育時間は原則「保育短時間」での認定になります。

#### ⑦ 妊娠・出産による申込みの場合

- 妊娠・出産による入所申込みについては、「出産月の前1か月～後2か月」の期間限定での入所となります。

【例】出産予定日8月3日 ⇒ 出産前1か月（7月）～ 出産後2か月（10月）の期間

## 申込みに関するよくある質問

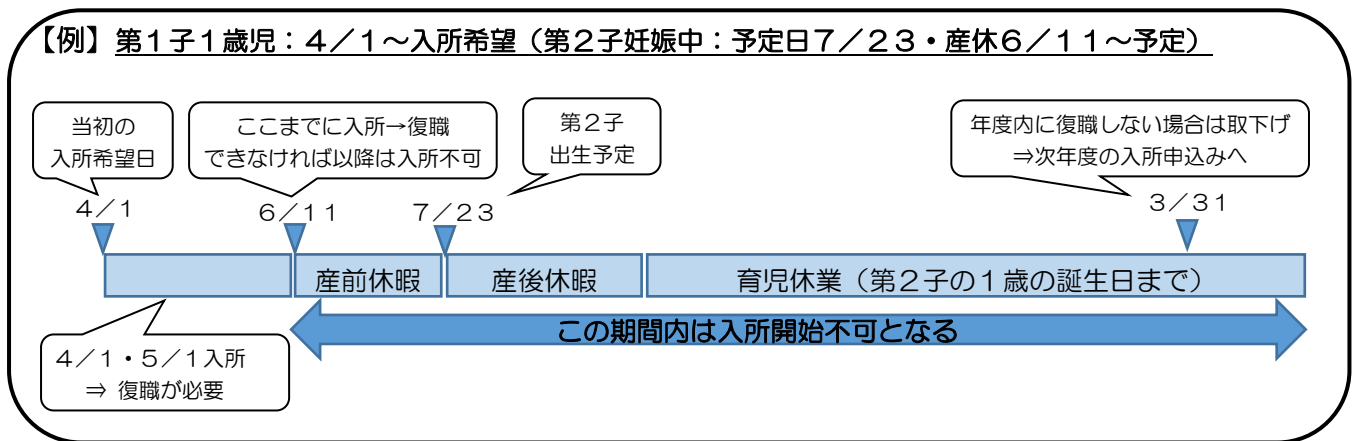
Q. 空きのない施設を申し込みことはできますか？

A. できます。事前に市ホームページで公表する空き状況は、あくまで公表日時点の暫定の情報です。急な退所者の発生や、保育士の配置状況等により、実際の受入数に増減が発生する可能性があるため、空きのない施設への申込みも受付しています。

Q. 現在下の子を妊娠中なのですが、上の子の保育所入所を申し込むことはできますか？

A. 原則、できません。産前産後休暇（概ね産前6週間～産後8週間）や育児休業の期間中に入所することは、認めていません。産前産後休暇に入る前までに、入所して復職する必要があります。ただし、復職日が入所希望日の翌月15日までの範囲であること、もしくは、入所決定したら育児休業の切上げが可能な旨を、就労証明書等で証明されていれば、育児休業期間中に入所希望日を設定することが可能となります。

【例】第1子1歳児：4/1～入所希望（第2子妊娠中：予定日7/23・産休6/11～予定）



Q. 幼稚園と保育所との併願はできますか？

A. 併願することはできますが、幼稚園と保育所は申込手続きの方法が異なります。幼稚園については、直接施設に申込手続きをしてください。幼稚園の手続き方法や募集時期の詳細は、直接幼稚園にお問い合わせください。また、幼稚園の入園が決まり、保育所入所の必要性がなくなった場合は、保育所入所申込みの取下げの手続きを忘れずをお願いします。

Q. 認証保育園の利用のために、不承諾希望で申し込むことはできますか？

A. できません。認証保育園は、あくまでも認可保育所等に入所することができなかった守谷市民の児童（※ただし家庭で保育可能と認められる者を除く）が、認可保育所等に入所するまでの期間、児童の保育を実施する認可外保育施設です。そのため、希望する認可保育所等に入所が決定したら、認証保育園は退所となります。認可保育所等に入所決定した後、入所を辞退して認証保育園の利用継続を希望する場合、保育料は認証保育料金の適用外となり、施設で設定する一般料金での利用となります。

Q. 就労証明書を以前別の手続きで提出しましたが、改めて提出しなければいけませんか？

A. 就労証明書の有効期間は、就労先の発行日から6か月間とします。（提出日から6か月間ではありません。）申込日の時点で有効期間内の就労証明書を、以前別の手続きですくすく保育課あてに提出し、かつ内容に変更がない場合は、事前にすくすく保育課までご相談ください。  
ただし例外として、以前の就労証明書の提出後に、育児休業を取得または延長した場合は、育児休業の期間等を確認する必要があるため、就労内容等に変更がなくても、改めて提出が必要です。

Q. 申込み時点では就労中ですが、今後退職または転職を予定しています。どのような扱いになりますか？

A. 既に退職が決定している場合は、求職活動の扱いとなります。「就労確約書」をご提出のうえ、認定期間内（入所希望日から3か月以内）に基準以上の就労を開始する必要があります。  
また、既に転職が決定している場合は、現在の就労先の「就労証明書」と、転職先の「内定証明書」を両方用意し、ご提出ください。

Q. 食物アレルギーへの対応はできますか？

A. 対応を希望する際は、入所申込み時に「状況申立書」にアレルギーの状況を記入のうえで、入所決定後に各保育施設にご相談ください。

Q. 育児休業給付金の手続きについて教えてください。

A. 育児休業給付金の手続きについては、就労先の担当者（またはハローワーク）に直接お問い合わせください。市役所ではお答えできません。  
また、給付金の延長申請に必要な「利用不承諾通知書」の内容についても、ご自身で就労先の担当者（またはハローワーク）にご確認ください。入所申込みのない期間の「利用不承諾通知書」を遡って発行することはできませんので、入所希望日の設定等にはご注意ください、締切日に間に合うように入所申込みをしてください。

## 保育年齢（保育所でのクラス区分）



令和4年度の保育所でのクラス区分は、令和4年4月1日時点の年齢で決定されます。

| クラス区分 | 生年月日                            | 就学前の期日           |
|-------|---------------------------------|------------------|
| 0歳児   | 令和4（2022）年4月2日～                 | 令和11（2029）年3月31日 |
|       | 令和3（2021）年4月2日～令和4（2022）年4月1日   | 令和10（2028）年3月31日 |
| 1歳児   | 令和2（2020）年4月2日～令和3（2021）年4月1日   | 令和9（2027）年3月31日  |
| 2歳児   | 平成31（2019）年4月2日～令和2（2020）年4月1日  | 令和8（2026）年3月31日  |
| 3歳児   | 平成30（2018）年4月2日～平成31（2019）年4月1日 | 令和7（2025）年3月31日  |
| 4歳児   | 平成29（2017）年4月2日～平成30（2018）年4月1日 | 令和6（2024）年3月31日  |
| 5歳児   | 平成28（2016）年4月2日～平成29（2017）年4月1日 | 令和5（2023）年3月31日  |